

平成29年度（第67回）「NHK歳末たすけあい」

取 扱 要 領

平成29年度（第67回）「NHK歳末たすけあい」実施要綱にもとづく寄付金の受け付け、取り次ぎ、集計、助成、公表および経費の取り扱いは、原則として、この要領によるものとする。

1. 寄付金の受け付け

放送を通じて拠出される寄付金の受け付けは、それぞれ次の方法により行うものとする。

(1) 都道府県共同募金会（以下「都道府県共募」という。）の場合

拠出者より直接寄付金を受け付けたときは、拠出者に領収書を交付し、各取次機関、中央共同募金会（以下「中央共募」という。）から送金された寄付金および他の都道府県共募から使途指定寄付金として送付された寄付金とともに収納する。

ただし、他の地域に対する使途指定寄付金の取り扱いについては、その旨を明示し、指定先の都道府県共募に送付する。

(2) 中央共募の場合

拠出者より直接寄付金を受け付けたときは、中央共募の領収書を拠出者に交付する。ホームページを介して寄付金を受け付けたときは、領収書は「払込受領証」または「受付確認メール」をもって代用する。

受け付けた寄付金は、郵便局等を通じて送られた寄付金とともに、都道府県に分類し、拠出者居住地の都道府県共募へ送付する。寄付金のうち、とくに助成先を指定されたものについては、都道府県共募の場合に準じる。

2. 寄付金の取り次ぎ

放送を通じて拠出される寄付金の取り次ぎは、それぞれ次の方法によるものとする。

(1) 郵便局及びゆうちょ銀行本支店の場合

寄付金は、あらかじめ配布する「NHK歳末たすけあい」用振替振込用紙(口座番号＝00160－4－6170・中央共同募金会)により、中央共募へ送金する。

この場合、領収書は払込用紙の「振替払込請求書兼受領証」をもって代用する。

(2) NHK放送局の場合

ア 都道府県共募所在地に放送局がある場合

あらかじめ配布する都道府県共募の領収書を拠出者に交付し、都道府県共募へ送納する。ただし、NHK本部で受け付ける寄付金については、東京都居住者のものは、東京都共募扱いとし、東京都居住者以外のものは中央共募扱いとして、それぞれ「1. 寄付金の受け付け」により処理する。

イ 都道府県共募所在都市以外の地に放送局がある場合

あらかじめ配布する都道府県共募の領収書を拠出者に交付し、寄付金は当該都道府県共募のゆうちょ銀行振替口座または銀行預金口座に「NHK歳末たすけあい」と明記して振り込む。(口座番号または口座名については、当該都道府県共募から放送局にあらかじめ連絡するものとする。)

(3) 以下の各金融機関の場合

ア 都市銀行、信託銀行の場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により各行のとりまとめ店に設ける普通預金口座「中央共同募金会たすけあい口」に振り込む。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

とりまとめ店は、指定口座に振り込まれた寄付金額、拠出者住所、氏名を日々中央共募へ連絡する。

イ 地方銀行の場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」によりとりまとめ店（都道府県共募所在地の当該銀行本店または支店）預金口座に振り込む。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

とりまとめ店は、寄付金額、拠出者住所、氏名を日々当該都道府県共募に連絡する。

ウ 第二地銀協地銀の場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により、各行からとりまとめ店（本店または東京支店）を経由して東日本銀行集中センターあてテレ為替「4301（付替）」にて送金する。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

とりまとめ店は、東日本銀行本店を経由して、寄付金額、拠出者住所、氏名を中央共募に連絡する。

エ 信用金庫の場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により各庫本店を経由して、信金中央金庫にとりまとめ、運動終了後に中央共募に送金する。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

また、各庫本店は、信金中央金庫を経て、寄付金額、拠出者住所、氏名を中央共募に連絡する。

オ 信用組合の場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により各組合本店を経由して、全国信用協同組合連合会にとりまとめ、運動終了後に中央共募に送金する。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

また、各組合本店は、全国信用協同組合連合会を経て、寄付金額、拠出者住所、氏名を中央共募に連絡する。

カ 労働金庫の場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により各庫本店を経由して、労働金庫連合会にとりまとめ、運動終了後に中央共募に送金する。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

また、各庫本店は、労働金庫連合会を経て、寄付金額、拠出者住所、氏名を中央共募に連絡する。

(4) JAの場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により、各都道府県信用農業協同組合連合会（JA信連）にとりまとめ、運動終了後に一括して都道府県共募に送金する。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

また、各都道府県信用農業協同組合連合会（JA信連）は、寄付金額、拠出者住所、氏名を当該都道府県共募に連絡する。

(5) JFの場合

寄付金は、中央共募からあらかじめ配布する「振込依頼書」により、各都道府県信用漁業協同組合連合会（JF信漁連）にとりまとめ、運動終了後に一括して都道府県共募に送金する。

領収書は、振込依頼書の「受取証」をもって代用する。

また、各都道府県信用漁業協同組合連合会（JF信漁連）は、寄付金額、拠出者住所、氏名を当該都道府県共募に連絡する。

3. 寄付金の集計および発表

(1) 集計

ア 都道府県共募

12月25日（月）及び翌年1月31日（水）の報告日までの件数および金額の累計を、赤い羽根データベース「はねっと」に入力する。

イ 中央共募

受け入れた寄付金は、日々都道府県別に分類して集計し、その完了した額（千円未満端数切捨て）を、12月15日（金）までに第一次分として送金する。

最終送金は、後記の中央共募経費および第一次送金額を精算控除の上、残額を翌年1月31日（水）までに送金する。

(2) 発表

- ア 寄付金額は、NHK本部が中央共募から連絡を受けた集計額にもとづき、放送を通じて随時発表する。
- イ 最終寄付金額は、NHK本部が中央共募から連絡を受けた最終の寄付金額にもとづき、1月中に最終結果報告を発表する。

4. 寄付金の使途および公表

(1) 寄付金の使途

- ア 都道府県共募は、一般募金ならびに他の歳末たすけあいとの関係を考慮して立てられた助成計画にもとづき、受け入れた寄付金をNHK歳末たすけあいによるものであることを明示して助成する。

助成計画のうち、特に放送効果の高い一部の助成対象について、地元NHKと協議のうえ、立替支出等適宜の措置により、運動期間中の早い時期に繰上げ助成を行い、これを報道することにより、運動の気運高揚に資する。

- イ 助成は、運動の趣旨にそって期間終了後すみやかに行う。寄付金の収納が年内には未完であっても、収入確実なものについては、すでに収入済の分とあわせて立替支出等適宜の措置により年内に助成する。

年内の助成後に収納した寄付金についても、すみやかに助成を完了する。

- ウ 助成に先だって立案した助成計画を、都道府県共募は所在の放送局と中央共募に連絡する。

また、都道府県共募は、助成完了後すみやかに助成結果を所在の放送局と中央共募に連絡する。

中央共募は、助成計画および結果について全国集計を行い、NHK本部に連絡する。

(2) 公表

都道府県共募および中央共募は、助成の結果を公表する。

5. 経 費

(1) 都道府県共募経費

寄付金の取り扱いに要する経費（寄付物品の発送費等を含む。）は、寄付金中より支出するものとする。

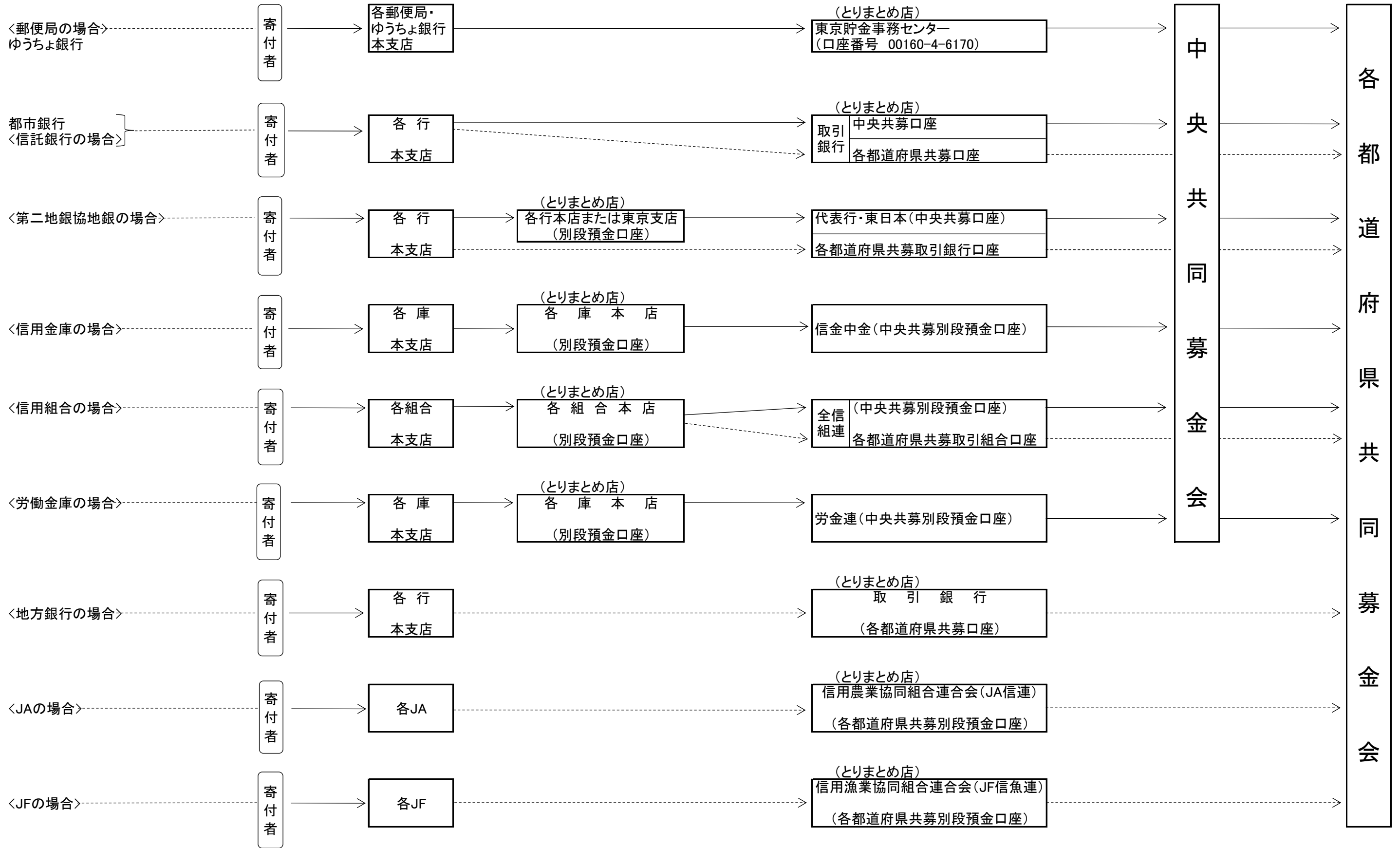
(2) 中央共募経費

中央共募において作成するゆうちょ銀行の振替払込用紙・銀行振込用紙その他の資材費、その送料および集計等に要する経費は、中央共募で収受した寄付金中より支出することとする。

備 考

1. 物品を受け付けた場合には、当該都道府県共募において処理する。
2. 物品の助成、助成報告および公表の要領は、寄付金の場合に準ずる。

寄付金の送金ルート



〔備考〕「----->」は中央共募を経由しない場合。